

○盛岡市老人憩いの家条例施行規則

昭和55年 3月31日規則第12号

改正

平成12年 3月30日規則第28号

平成17年 3月31日規則第37号

盛岡市老人憩いの家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市老人憩いの家条例（昭和55年条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市老人憩いの家使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する老人憩いの家にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市老人憩いの家使用許可書の交付をもつてする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、老人憩いの家を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第4条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市老人憩いの家指定管理者指定申請書に老人憩いの家の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市老人憩いの家指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市老人憩いの家指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第5条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市老人憩いの家指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を老人憩いの家において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の市長が定める事項)

第6条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び老人憩いの家の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例施行の日（昭和55年4月1日）から施行する。

附 則（平成12年規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。